

議案第 28 号

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の
一部改正について

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部
を改正する条例

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 15 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号ア中「区域区分日」を「区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）」に改め、同条第 8 号中「一般国道 17 号沿道」を「一般国道 17 号」に改め、「店舗」の次に「のうち規則で定める用途の建築物」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る開発行為等について適用し、同日前の申請に係る開発行為等については、

なお従前の例による。

議案第28号参考資料

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により定める開発行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域における開発行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア おおむね50以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている市街化調整区域内の地域のうち、第3条第1項第1号及び第4号の基準に適合する土地の区域(以下「既存の集落」という。)に、<u>区域区分日前</u>から自己又はその親族が所有する土地において行うもの</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) <u>一般国道17号沿道</u>(北本市中丸8丁目1番地先から</p>	<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により定める開発行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域における開発行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア おおむね50以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている市街化調整区域内の地域のうち、第3条第1項第1号及び第4号の基準に適合する土地の区域(以下「既存の集落」という。)に、<u>区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日</u>(以下「<u>区域区分日</u>」という。)前から自己又はその親族が所有する土地において行うもの</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) <u>一般国道17号</u>(北本市中丸8丁目1番地先から北本</p>

北本市中丸8丁目371番地先までを除く。)に面した土地において、主に物品販売業を営む店舗であって、法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の趣旨に適合する建築物を建築する目的で行う開発行為

(9) 略

市中丸8丁目371番地先までを除く。)に面した土地において、主に物品販売業を営む店舗のうち規則で定める用途の建築物であって、法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の趣旨に適合する建築物を建築する目的で行う開発行為

(9) 略